

平成27年度札幌市障害者就労施設等からの物品等の調達方針 新旧対照表

平成26年度	平成27年度	備考
平成26年度札幌市障害者就労施設等からの物品等の調達方針	平成27年度札幌市障害者就労施設等からの物品等の調達方針	時点 修正
<p>1 目的</p> <p>(1) これまでの札幌市における物品等の調達促進の取組 札幌市では、障がいのある方が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、障害者就労施設等で製作した製品を常設で販売する「元気ショップ」や「元気ショップいこ～る」の運営に対して補助を行ったり、障害者就労施設等が提供可能な印刷物の製造請負、清掃等の役務提供サービスについて、企業や官公庁へ営業し、各施設への受注調整等を行う「元気ジョブアウトソーシングセンター」運営事業を実施したりすることなどにより、障害者就労施設等に<u>通う障がいのある方の工賃向上等</u>を図る取組を行ってきたところである。</p> <p>(2) 法施行に伴う札幌市の責務 <u>昨年</u>4月から「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「優先調達推進法」という。）」が施行され、国、独立行政法人及び地方公共団体等は、優先的に障害者就労施設等から物品等</p>	<p>1 目的</p> <p>(1) これまでの札幌市における物品等の調達促進の取組 札幌市では、障がいのある方が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、障害者就労施設等で製作した製品を常設で販売する「元気ショップ」や「元気ショップいこ～る」の運営に対して補助を行ったり、障害者就労施設等が提供可能な印刷物の製造請負、清掃等の役務提供サービスについて、企業や官公庁へ営業し、各施設への受注調整等を行う「元気ジョブアウトソーシングセンター」運営事業を実施したりすることなどにより、障害者就労施設等に<u>通う障がいのある方の工賃向上等</u>を図る取組を行ってきたところである。</p> <p>(2) 法施行に伴う札幌市の責務 <u>平成25年</u>4月から「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「優先調達推進法」という。）」が施行され、国、独立行政法人及び地方公共団体等は、優先的に障害者就労施設等から物品等</p>	<p>時点 修正</p>

<p>を調達するよう努めるとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を策定するなど、法に基づく取組が進められることになったところである。</p> <p>札幌市においても、優先調達推進法に基づく平成26年度における調達方針を定め、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進をより一層図ることとする。</p>	<p>を調達するよう努めるとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を策定するなど、法に基づく取組が進められることになったところである。</p> <p>札幌市においても、優先調達推進法に基づく平成27年度における調達方針を定め、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進をより一層図ることとする。</p>	<p>時点 修正</p>
<p>2 適用範囲</p> <p>本調達方針は、札幌市の全ての組織に適用するものとする。</p>	<p>2 適用範囲</p> <p>(略)</p>	<p>変更なし</p>
<p>3 調達にあたっての基本的な考え方</p> <p>(1) 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、分野を限定することなく、また可能な限り多くの障害者就労施設等から調達するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進は、国や北海道における障害者就労施設等からの調達に関する指針、札幌市における各種施策（ひとり親家庭等の自立促進、高年齢者等の雇用の安定、中小企業の振興、ワーク・ライフ・バランス取組企業の認証、グリーン製品の購入促進等）との調和を図るものとする。</p>	<p>3 調達にあたっての基本的な考え方</p> <p>(略)</p>	<p>変更なし</p>

<p>(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達を随意契約により行う場合には、予算の適正な執行、契約時の競争性及透明性の確保に留意しつつ、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(4) 障害者就労施設等からの調達に当たっては、可能な限り計画的に行い、納期の設定等に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(5) 障害者就労施設等からの調達に当たっての仕様を定める際には、調達により達成しようとする行政目的等を踏まえて、必要十分かつ明確なものとするとともに、予定価格については、取引の実例価格等を考慮して適正なものとなるよう設定するものとする。</p>		
<p>4 調達の対象とする障害者就労施設等</p> <p>(1) 優先調達推進法第2条第2項第1号に規定する札幌市内等に所在する施設</p> <p>ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項に規定する障害者支援施設</p> <p>イ 障害者総合支援法第5条第25項に規定する地域活動支援</p>	<p>4 調達の対象とする障害者就労施設等</p> <p>(略)</p>	<p>変更なし</p>

センター

ウ 障害者総合支援法第5条第

1項に規定する障害福祉サービス事業のうち次の事業に限る

(ア) 第5条第7項に規定する

生活介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的

に支援するための法律に

基づく指定障害福祉

サービスの事業等の人員、設

備及び運営に関する基準

（平成18年9月29日付け、厚

生労働省令第171号。以下

「基準」という。）第94条に

規定する基準該当生活介護

事業所を含む。）

(イ) 第5条第13項に規定す

る就労移行支援

(ウ) 第5条第14項に規定す

る就労継続支援（基準第

203条に規定する基準該当

就労継続支援B型事業所を

含む。）

(2) 優先調達推進法第2条第2

項第2号に規定する札幌市内等

に所在する施設

札幌市障がい者地域共同

作業所運営費補助要綱（平成17

年3月29日、保健福祉局理事

決裁）による補助を受けている

施設

(3) 優先調達推進法第2条第2

項第3号に規定する札幌市内

等に所在する事業所

ア 障害者の雇用の促進等に
関する法律(昭和35年法律
第123号。以下「障害者雇用
促進法」という。)第44条第
1項の認定に係る同項に
規定する子会社の事業所
(特例子会社)

イ 以下の要件をすべて満たす
事業所(重度障害者多数雇用
事業所)

(ア) 障害者雇用促進法第2条
第2号に規定する身体
障害者、同条第4号に規定
する知的障害者、第69条に
規定する精神障害者である
労働者の数(同法第43条第3
項に規定する短時間労働者
にあっては、当該短時間
労働者数に0.5を乗じて得
た数)を合計した数が5人以
上であること。

(イ) 労働者の数を合計した数に
占める(ア)の合計した数が20
%以上であること。

(ウ) (ア)の合計した数に占める
障害者雇用促進法第2条第3
号に規定する重度身体
障害者、同条第4号に規定す
る知的障害者又は第69条に
規定する精神障害者の割合が
30%以上であること。

(4) 優先調達推進法第3条に
規定する札幌市内等に所在する

<p>ざいたくしゅうぎょうしょうがいしゃとう 在宅就業障害者等</p> <p>あ しょうがいしゃ こようそくしんほうだい じょう ア 障害者雇用促進法第74条 の2第3項第1号に規定する ざいたくしゅうぎょうしょうがいしゃ 在宅就業障害者</p> <p>い しょうがいしゃ こようそくしんほうだい じょう イ 障害者雇用促進法第74条 の3に規定する在宅就業 しえんだんたい 支援団体</p> <p>(5) きょうどうじゅちゆうまどぐちきのう ゆう 共同受注窓口機能を有する じぎょう おこな もの さつぼろしちょう 事業を行う者として、札幌市長 が位置付けるもの</p> <p>あ さつぼろしししょう しゃしせつ とう ア 札幌市障がい者施設等 じょうせつ はんばいじょう うんえいひ ほじょ ようこう 常設販売所運営費補助要綱 （平成19年1月15日保健 ふくしきょくり じけつさい ほじょ う 福祉局理事決裁）の補助を受け る者（元気ショップ、元気 ショップいこ～る）</p> <p>い げんき イ 元気 じょぶあうとそーしんぐせんた ジョブアウトソーシングセンタ らんえいじぎょう じゅたく もの 運営事業を受託する者</p>		
<p>5 平成26年度の調達目標 平成25年度の調達目標（1億 5,000万円）を踏まえ、前年度を 1,000万円（約6.6%）上回る1億 6,000万円とする。</p>	<p>5 平成27年度の調達目標 平成26年度第3四半期までの 調達実績（約1億8,000万円）を踏ま え、2億円とする。</p>	<p>じつせき を ふまえた もくひょう 目標 せってい 設定</p>
<p>6 調達の推進における具体的な 取組</p> <p>(1) 各局区等における取組 4の障害者就労施設等が 提供可能な物品や役務につい て、各局区が現行制度において 可能な契約方法を踏まえて調達 することを積極的に検討する。 このうち、札幌市契約規則（平成 4年規則第9号）が適用となる</p>	<p>6 調達の推進における具体的な 取組</p> <p>(1) 各局区等における取組 4の障害者就労施設等が 提供可能な物品や役務につい て、各局区が現行制度において 可能な契約方法を踏まえて調達 することを積極的に検討する。 このうち、札幌市契約規則（平成 4年規則第9号）が適用となる</p>	

局区については、札幌市物品・
役務契約等事務取扱要領（平成
20年3月28日、財政局理事
決裁。）第48条（小額又は特定
販売品）、第91条ア又はエ、施行
令第167条の2第1項第3号に
規定する随意契約による調達を
検討すること。

(2) 保健福祉局障がい保健
福祉部（障がい福祉課）におけ
る取組

障害者就労施設等からの
調達を促進するため、以下のよ
うな取組を積極的に行う。

ア 庁内の連絡調整に関する
こと

庁内の関係部局を構成員と
する札幌市障害者就労施設
等からの優先調達推進会議
（平成26年1月15日、障がい
保健福祉担当局長決裁）を
設置し、障害者就労施設等か
らの調達を推進するための
連絡調整を行う。

イ 情報提供に関すること

優先調達の対象となる4
の障害者就労施設等が提供
可能な物品や役務について、4

(5) 等と連携の上、札幌市
障害者就労施設等からの
優先調達に関する要綱（平成
26年1月15日、障がい保健
福祉担当局長決裁）に基づ
き、積極的に情報を収集・

局区については、札幌市物品・
役務契約等事務取扱要領（平成
20年3月28日、財政局理事
決裁。）第48条（小額、特定
販売品エ又はオ）、第91条ア又は
エ、施行令第167条の2第1項第
3号に規定する随意契約による
調達を検討すること。

(2) 保健福祉局障がい保健
福祉部（障がい福祉課）におけ
る取組

障害者就労施設等からの
調達を促進するため、以下のよ
うな取組を積極的に行う。

ア 庁内の連絡調整に関する
こと

庁内の関係部局を構成員と
する札幌市障害者就労施設
等からの優先調達推進会議
（平成26年1月15日、障がい
保健福祉担当局長決裁）を
設置し、障害者就労施設等か
らの調達を推進するための
連絡調整を行う。

イ 情報提供に関すること

優先調達の対象となる4
の障害者就労施設等が提供
可能な物品や役務について、4

(5) 等と連携の上、札幌市
障害者就労施設等からの
優先調達に関する要綱（平成
26年1月15日、障がい保健
福祉担当局長決裁）に基づ
き、積極的に情報を収集・

ぶつびん の
せいぞう 製造
うけおい 請負
につい て
の 規定
ついか 追加

<p>更新し、各局区等に対して情報提供を行う。</p> <p>ウ 品質の向上等に関すること</p> <p>障害者就労施設等から提供される物品や役務の品質や生産能力の向上、品目の拡大等を図るため、研修会の開催や専門家の派遣等により障害者就労施設等を支援する。</p>	<p>更新し、各局区等に対して情報提供を行う。</p> <p>ウ 品質の向上等に関すること</p> <p>障害者就労施設等から提供される物品や役務の品質や生産能力の向上、品目の拡大等を図るため、研修会の開催や専門家の派遣等により障害者就労施設等を支援する。</p> <p>(3) その他</p> <p><u>庁内の各種方針に、障害者就労施設等からの調達の推進を記載する。</u></p> <p><u>ア 平成27年度予算の執行方針について(平成27年3月末発出予定)</u></p> <p><u>イ 平成26年度札幌市出資団体改革推進本部指導事項(平成27年2月4日決定)</u></p>	<p>庁内各種方針での規定の追加</p>
<p>7 調達方針及び調達実績の公表</p> <p>(1) 本調達方針については、市ホームページ等により公表する。方針の見直しを行った場合も同様とする。</p> <p>(2) 平成26年度の調達実績については、翌年度のできるだけ早い時期に概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。</p>	<p>7 調達方針及び調達実績の公表</p> <p>(1) 本調達方針については、市ホームページ等により公表する。方針の見直しを行った場合も同様とする。</p> <p>(2) 平成27年度の調達実績については、翌年度のできるだけ早い時期に概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。</p>	<p>時点修正</p>